

鑑真渡日の決意と戒律

はじめに

鑑真（六八八〜七六三）【図1】が、伝戒の師を求めて来訪した日本僧普照と栄叡の請いに応え、五度の失敗を乗り越え来日を果たしたことは広く知られている。来日後、鑑真は東大寺に戒壇院を設けて授戒を行い、晩年には唐招提寺を建立して移り住んだ。

鑑真が渡日を決意した理由は、鑑真伝の基本史料『唐大和上東征伝』（以下『東征伝』とする）に見える、渡日の決意を日本僧と弟子たちに語ったことば「為_二是法事_一也。何惜_二身命_一。」（これ法事の為なり。な



【図1】国宝 鑑真和上坐像

内藤 栄

んぞ身命を惜しまん。）に簡潔に現れている。これより鑑真が仏法（伝戒と言い換えても良い）のために渡日を決意したことが分かるが、その決意の背景に何らかの強い想いや信条があったのではないかと推測する研究がある。主要な説について林南壽氏がまとめてるので参照すると、

- ① 聖徳太子敬慕説
- ② 唐のスパイ説
- ③ 慧思信仰説
- ④ 天台仏教布教説

の四説がある。^①このうち、支持を得ていない②は措くとして、①、③、④は『東征伝』に記された普照と栄叡の来訪を受けた時に鑑真が語った話に基づいている。『東征伝』は、鑑真が弟子たちに日本に渡り伝戒する者がなにかを問うた際、天台宗の祖の一人である慧思禅師が日本の王子（聖徳太子）に生まれ変わり、仏法を興隆し衆生を済度したという話を語ったと伝える。しかし、これは日本が仏教有縁の地であることを語り、弟子たちに渡日する意思を促すための話題であり、鑑真が自身の強い信仰や信条を語ったと解釈すべき

か疑問である。むしろ、この話は鑑真の日本に対する知識を披露したと考えたほうが良いのではなからうか。仮に鑑真が聖徳太子と慧思に対し特別な崇敬を抱いていたのならば、東大寺戒壇院や唐禅院あるいは唐招提寺において、彼らをまつる堂宇なり施設が建立されたであろう。しかし、管見の限りそれらは確認できない。また、鑑真一行は日本に天台仏教を広めることに貢献したが、宗派として単立させる構想があったとは考えにくい。このことは鑑真が渡日を決意した理由が、①、③、④にはなかったことを示している。

では、鑑真が渡日を決意した理由は何に求めることができるだろうか。やはりそれを知る手がかりは、来日後に鑑真が何をしたかにあると考えて良いだろう。そのために鑑真は命を賭して渡日したのである。この小論では唐招提寺の発願と造営を中心に鑑真の来日後の活動に焦点を当て、鑑真が渡日を決意した理由について考察することとしたい。

一、『東征伝』と『大和上鑑真伝』に見る鑑真渡日の決意

最初に鑑真が渡日を決意した場面の記録から検討することにしよう。先に述べたように、鑑真伝の基本史料は淡海三船（真人元海、七二二〜七八五）撰の『東征伝』である。三船は大学頭や文章博士を務めた学者であり、唐僧道璿に従って出家し元海と号したが、後に勅により還俗した^③。三船は、鑑真とともに来日した唐僧思託より「和上東行伝荃」の撰述を依頼され、宝亀十年（七七九）に『東征伝』を完成させた。思託本人も鑑真伝を著したが、それは現在逸文で諸書に断片的に引用されているに過ぎない。それらを『東征伝』と比較すると、思託の文章は単調で日本人には難解であるのに対し、

『東征伝』は読みやすく読物としてのまとまりが考慮されている。まず、『東征伝』から見ることにしよう。

（前略）是歳唐天宝元載冬十月。時大和尚在揚州大明寺。為衆講律。榮叡・普照至大明寺。頂礼大和尚足下。具述本意曰。仏法東流。至日本国。雖有其法。而無伝法人。日本国昔有聖徳太子。曰二百年後。聖教興於日本。今鍾此運。願大和上東遊興化。大和上答曰。昔聞南岳思禪師遷化之後。託生倭国王子。興隆仏法。濟度衆生。又聞日本国長屋王崇敬仏法。造千袈裟。棄施此国大徳衆僧。其袈裟縁上繡著四句曰。山川異域。風月同天。寄諸仏子。共結来縁。以此思量。誠是仏法興隆有縁之国也。今我同法衆中。誰有応此遠請。向日本国伝法者乎。時衆默然一無对者。良久有僧祥彦。進曰。彼国太遠。性命難存。滄海森漫。百無一至。人身難得。中国難生。進修未備。道果未剋。是故衆僧咸默無对而已。大和上曰。為是法事也。何惜身命。諸人不去。我即去耳。祥彦曰。大和上若去。彦亦随去。爰有僧道興・道航・神頂・崇忍・靈祭・明烈・道黙・道因・法藏・法載・曇静・道翼・幽嚴・如海・澄観・徳清・思託等廿一人。願同心随大和上去。（後略）

これによれば、揚州・大明寺の鑑真のもとを訪ねた榮叡と普照は、日本には仏法はあっても法を伝える人がないこと、聖徳太子が二百年後に聖教が興隆すると予見し、それが今であることを伝え、鑑真に渡日を願ひ出た。それに対し、鑑真は南岳思禪師（慧思、中国天台宗第二祖、五一五〜五七七）が没後に日本の王子（明言していな

いが聖徳太子のこと）に生まれ変わり、仏法を興隆し衆生を濟度したこと、また長屋王が千の袈裟を作つて唐の僧たちに寄進したことを語り、弟子たちに仏法有縁の国である日本に渡り、法を伝える者がいないかを問うた。しかし、弟子たちは黙したままだった。彼らを代表して発言した祥彦は、日本が海を隔てた遠国であり渡航は命がけであること、まだ修行中の身であることなどを理由に、弟子たちは黙したままなのだと答えた。それに対し、鑑真はこれは仏教のためであり、なぜ身命を惜しむのかと述べ、自ら渡日することを皆に伝えた。それを聞いた弟子たちも同行を願い出て、総勢二十一名が渡海することになった。

一方、思託の鑑真伝におけるこの部分は、『聖徳太子平氏伝雜勸文』下二に引用されている「大和上鑑真伝」に見ることができる。

（前略）榮叡乃向大明寺頂礼和上足下。具論心事。本國昔上宮太子云。二百年後。日本律義大興。然皇太子以玄聖之徳生日本國苞貫三統纂先聖之宏猷。恭敬三宝救黎元之厄。實是聖人也。又舍人王子広学内典。兼遊覽經史。敬信佛法慈愛人氏。每怖求伝戒師僧來至此土。和上便云。遠承昔有日本長屋王子敬信心重造一千領袈裟。附向本唐供養衆僧。其袈裟縁上繡四句。山川異域。風月同天。寄諸仏子。共結來縁。又天台智者云。三百年後我所遺文墨感伝於世。大師無常。泊二百年而今大唐國家道惣大興隆。聖人言語未曾相違。其智者禪師是南岳思禪師菩薩戒弟子也。惠思禪師者乃降生日本為聖徳太子也。（中略）今至於此和上乃命門人講授戒律人師法主者命赴叡心同向日本万代伝燈。諸人咸然一無對言。

良久乃有僧祥彦言。彼國大遠。性命難存。滄波淼漫。万無一至。人身難得。中國難生。進修未備。道果未尅。是故諸人竝默無對者。和上乃自許僧叡照等之日本國。當時乃有祥彦。便云和上若去。彦亦隨去。復有僧道興・道航・神頂・崇忍・靈際・明烈・道默・道因・法藏・老靜・道翼・出巖・如海・証觀・德清・思託等二十人。同心陪從大和上往日本國。云云。（後略）

右には榮叡が話したという聖徳太子が二百年後の日本において戒律が興隆すると予見したとする話や、鑑真が語つた長屋王寄進の千領の袈裟の話と慧思が聖徳太子に転生したという話など、『東征伝』と共通する内容を見ることができる。しかし、鑑真が渡日を決意したいきさつについては、鑑真が榮叡と普照に対して自身が日本に行くこと述べたと記すのみで、鑑真の心境の機微を感じることができない点が『東征伝』と異なる。鑑真が渡日すると発言したことを受け、弟子たちが同行を願い出た点は『東征伝』と同じである。

では、『東征伝』における鑑真が渡日を決意した時のことば「為是法事也。何惜身命。諸人不去。我即去耳。」は、淡海三船の創作と考えるべきであろうか。仮に三船が鑑真や唐僧たちを直接知ることのない時代の人で、思託が著した鑑真伝のみを頼りに『東征伝』を撰述したとすれば、その可能性は大きいであろう。しかし、三船が『東征伝』を完成させた宝龜十年（七七九）には、鑑真が渡日を決意した場面に立ち会つた普照と思託が健在であった。また、第一回目の渡航者には名を連ねていないが、渡日を果たした弟子の中で最も高位であった法進（七〇九〜七七八）は、『東征伝』完成の前年である宝龜九年（七七八）に没している。法進の名は『東征

『傳』の序文に見え、また巻末には彼が作った鑑真を悼む七言一句も掲載されていることが示すように、三船と法進と間に親交があったと考えて良いだろう。三船には鑑真と共に行動した弟子たちを取材する機会があったと考えるのが自然である。『東征伝』に思託の鑑真伝にない情報が含まれていても、それは三船の取材に基づいている可能性がある。したがって、『東征伝』に見える「為_二是法事_一也。何惜_二身命_一。諸人不_レ去。我即去耳。」の一文は、鑑真が渡日を決意した時の状況を伝える今日知りえる唯一の史料と考えるべきであろう。

二、鑑真の活動と菩薩戒

ここで話題を変え、来日後の鑑真の活動を見ることにしよう。

天平勝宝五年（七五三）十二月、鑑真一行は薩摩国の秋妻屋浦に到着した。翌六年（七五四）二月、平城京に入り東大寺に迎えられた。同年三月、授戒伝律を鑑真に一任する旨の口勅が下り、四月に東大寺盧舎那仏（大仏）の前で聖武天皇、光明皇后、孝謙天皇以下沙弥四百四十余人に授戒した。翌七年（七五五）十月、東大寺以下壇院及び鑑真と唐僧たちの住坊である唐禅院が建立された。同八年（七五六）五月、鑑真は大僧都に任ぜられた。天平宝字元年（七五七）十一月、唐禅院の十方衆僧供養料として備前国壘田一百町が施入された。翌二年（七五八）八月、鑑真は大僧都の任を解かれ、大和上の称号を賜った。その頃鑑真は故新田部親王の旧宅を賜っており、翌三年（七五九）八月、その土地に唐招提寺を創立した。同七年（七六三）五月、入滅、七十六歳であった。

来日後の鑑真の活動は、東大寺を拠点として授戒活動を行った前半期と、唐招提寺を創立し移り住んだ後半期に分けることができる。

鑑真の渡日の目的が伝戒にあったことを考えれば、前半期は目的を順調に果たしていたと言えることができる。それにもかかわらず、鑑真は東大寺における授戒活動から退き、唐招提寺を創建し移住した。このことは、唐招提寺を建立することが鑑真の渡日の目的でもあり、それは東大寺では実現が難しいことを行うためであったと考えることができる。

（1）唐招提寺の発願

ここでは、唐招提寺がどのような理念を以て発願されたのかを見ることにしよう。『東征伝』には唐招提寺の発願について次のように記されている。

（前略）時_レ有_二四方来学_一戒律_二者_一。縁_レ無_二供養_一多有_二退還_一。此事漏_二聞于天聰_一。仍以_二宝字元年丁酉十一月廿三日_一。勅施_二備前国水田一百町_一。大和上以_二此田_一欲_レ立_二伽藍_一。時_レ有_二勅旨_一。施_二大和上園地一区_一。是故一品新田部親王之旧宅。普照・思託請_二大和上以_二此地_一為_二伽藍_一。長伝_二四分律藏_一。法励四分律疏。鎮国道場鋸宗義記。宣律師鈔。以_二持戒之力_一。保_二護国家_一。大和上言。大好。即宝字三年八月一日私立_二唐律招提名_一。後請_二官額_一。依_レ此為_レ定。還以_二此日_一請_二善俊師_一。講_二件疏記等_一。所_レ立者今唐招提寺是也。（後略）

これによれば、全国各地より戒律を学ぶために東大寺の鑑真のもとを訪れても、供養されず帰る者が数多くいた（「四方」は文字通りでは東西南北であるが、右では国内のさまざまな地域の意味で使われている）。このことは天皇の耳に届き、天平宝字元年（七五七）十一月二十三日、勅によって備前国の水田一百町が施された。

鑑真はこの田を使って寺を建立したいと考えた。その後、鑑真に故新田部親王の旧宅が施され、普照と思託はこの地に寺を建て、戒律を伝え、国家を鎮護しようとして鑑真に願い出た。鑑真はそれに賛成し、天平宝字三年（七五九）八月一日に唐律招提を創立し、後に官額を得た。これが今の唐招提寺であるという。文中の「供養」は、今日仏に対して香や花、飲食などを供えて礼拝することや、死者の追善の意味として使われることが多いが、ここでは僧侶に衣食や臥具、湯薬などでねんごろにもてなすという意味で使われている。これより、唐招提寺は全国各地から僧侶が自由に訪問し、学ぶことのできる寺院を建立するという理念のもとに創建されたことがわかる。

唐招提寺建立の資財となったという備前国水田一百町については、『続日本紀』天平宝字元年十一月二十九日条に見ることができ、

壬寅。勅。以備前国壘田一百町。永施東大寺唐禅院十方衆僧供養料。伏願。先帝陛下薰此芳因。恒蔭禅林之定影。翼茲妙福。速乘智海之慧舟。終生蓮華之宝刹。自契等覺之真如。皇帝皇太后。如日月之照臨。並治万国。若天地之覆載。長育兆民。遂使為出世之良因。成菩提之妙果。

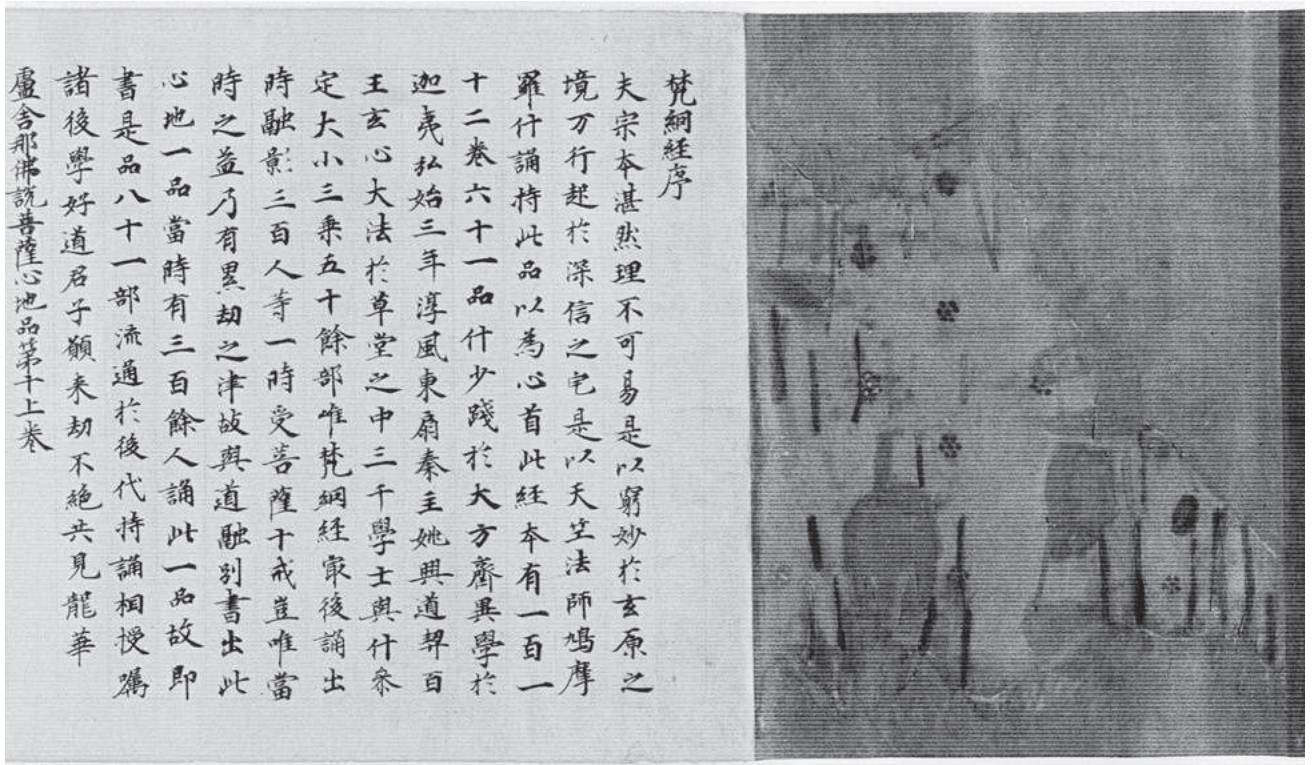
これは備前国水田一百町の施入を命じた孝謙天皇の詔を写したものである。ここには水田の施入先は鑑真一行が滞在していた東大寺唐禅院であり、使用目的は十方衆僧の供養料であったと見える。十方衆僧は『東征伝』の「四方来学戒律者」と同義と考えて良い（以下、本稿では「十方衆僧」を用いる）。水田の施入は聖武天皇の御霊が盧舎那仏の浄土である蓮華の宝刹（蓮華台藏世界海）に往生することを願って行われた。

唐招提寺は十方衆僧の供養という、当時の日本の寺院ではきわめて珍しい理念を掲げて発願されたことがわかるが、これはどのような教義に基づくのであろうか。鑑真に関連が深い經典で探すと、『梵網経』に十方衆僧の供養に関する教えが説かれている。鑑真は、来日時に『梵網経』の論疏と推定される「智周師菩薩戒疏五卷」と「靈溪釈子菩薩戒疏二卷」を携えていた。高弟の法進は「梵網経疏五卷」を請来し、自ら「梵網経註六卷」を著した。また、正倉院に伝わる梵網経一卷（中倉三四）【図2】を鑑真が聖武天皇に対して菩薩戒を受けた時の十八種物の一つであったとする説があり、筆者もその可能性は高いと考える。鑑真は『梵網経』を菩薩戒のテキストとして用いていたと考えて良いだろう。

『梵網経』巻下には菩薩戒を受けた者が守るべき十の重戒と四十八の軽戒が説かれているが、次に挙げる第六軽戒は十方衆僧の供養に関する内容である。

若仏子。見大乘法師・大乘同学・同見・同行。来入僧坊舍宅城邑。若百里千里来者。即起迎来送去礼拝供養。日日三時供養。日食三両金百味飲食床座医薬供事法師。一切所須尽給与之。常請法師三時説法。日日三時礼拝。不令生瞋心患恼之心。為法滅身請法不懈。若不爾者。犯輕垢罪。

ここには菩薩戒を受けた者が、大乘仏教の法師、同学（同じ師に学ぶ者）、同見（同じ考えの者）、同行（共に仏道を歩む者）を迎える時の心構えが説かれている。すなわち、彼らが僧房、舎宅、城邑を訪ねて来たり、また遠方より到来するのを見たならば、出迎えと見送りをしなければならぬ。彼らに対し日々三回の供養を行い、



【図2】梵網經（表紙見返、巻頭部分） 正倉院宝物

梵網經序

夫宗本湛然理不可易是以窮妙於玄原之境
 方行起於深信之宅是以天空法師鳩摩
 羅什誦持此品以為心首此經本有一百一
 十二卷六十一品什少踐於大方齋異學於
 迦夷私始三年淳風東扇秦主姚興道弼百
 王玄心大法於草堂之中三千學士與什參
 定大小三乘五十餘部唯梵網經最後誦出
 時融影三百人等一時受菩薩十戒豈唯當
 時之益乃有累劫之津故與道融別書出此
 心地一品當時有三百餘人誦此一品故即
 書是品八十一部流通於後代持誦相授屬
 諸後學好道君子願未劫不絕共見龍華
 盧舍那佛說菩薩心地品第十上卷

日々三度の食事は三両の金と百味の飲食でそろえ、床座、湯薬など必要な物は全て与え、毎日三回法師に請じて説法を行う。怒りと倦怠の心は起こさず、仏法のため身を滅ぼしてでも法を請うことを怠ってはならない。それができない場合は軽垢罪を犯すことになる」と説かれている。第六輕戒は、菩薩戒を受けた者は自身を訪ねて遠方より来た仏教者を厚く供養するように説いており、これは十方衆僧の供養を掲げる唐招提寺創立の理念と共通する。

奈良時代において、少なくとも鑑真来日以前は、僧侶が自由に修行の旅をすることや、布教などのため遊行することは厳しく制限されていた。『続日本紀』養老元年（七一七）四月二十三日条には、市井で活動する行基一門を取り締まる詔が収録されているが、そこには僧尼は寺家に寂居し、教えを受けて道を伝えるのが本来の姿であるとされ、病人の治癒祈祷のために僧尼を招く際には、あらかじめ日時を決め、三綱の連署を取るようになど決められていた¹⁰。天平宝字元年に至り、孝謙天皇が十方衆僧の供養のために水田を寄進したことは、従来の国の方針を転換するものであった。

備前国水田一百町の施入が唐禅院に対して行なわれたことが示すように、孝謙天皇が十方衆僧の供養を決めたのは鑑真の教化によると考えて良いだろう。鑑真は唐において十方衆僧の供養をしばしば行っていた。唐における鑑真の事績をまとめた『東征伝』の一文を見ることにしよう。

（前略）開元廿一年時大和上年満四十六。淮南江左浄持戒者。唯大和上独秀無倫。道俗帰心。仰為授戒大師。凡前後講大律并疏四十遍。講律抄七十遍。講輕重儀十遍。講羯磨疏十遍。具修三字。博達五乘。外秉威儀。内

求_レ奥理_一。講授之間。造_レ立寺舎_一。供_レ養十方衆僧_一。造_レ仏菩薩像_一其數無量。縫_レ納袈裟千領。布袈裟二千余領_一。送_レ五台山僧_一。設_レ無遮大会_一。開_レ悲田_一而救_レ濟貧民_一。啓_レ敬田_一而供_レ養三宝_一。写_レ一切經_一三部。各一万一千卷。前後度_レ人授_レ戒略計過_レ四万有余_一。(後略)

鑑真は講義や授戒を行うかたわら寺舎の造立や仏菩薩像の造立をこなし、さらに十方衆僧を供養したという。また、衲袈裟千領と布袈裟二千領を作り天台山に送ったが、これも多くの僧侶を供養した行為であるから十方衆僧の供養と考えて良いだろう。唐において十方衆僧の供養は鑑真が長年取り組んできた活動であり、唐招提寺の建立はその延長上に位置付けることができる。

鑑真が十方衆僧の供養を行った理由は、それを菩薩戒を授けられた者の務めと説く『梵網經』と関係付けて考えるべきであろう。鑑真にとって自身の教えを求めて東大寺を訪ねてきた十方衆僧が、十分に供養をされずに戻るのを見ることは戒律に反していた。鑑真が唐招提寺の建立を発願した理由は、東大寺では難しかった十方衆僧の供養を行う道場を作ることにあり、それは鑑真自身の菩薩戒を保つという意味も持っていた。

(2) 唐招提寺の造営

鑑真の私的な寺院として開創された唐招提寺は、堂宇や仏像の造営を自力で進めざるを得なかった。平安時代初期の承和二年(八三三)に、当時の住持である豊安が撰述した『招提寺建立縁起』(以下『建立縁起』とする)に、唐招提寺の堂宇や仏像の多くが檀越の寄進によると見えることは、そうした事情に起因すると考えること

ができる。本書に見る寄進によって造営された堂宇や仏像を挙げる
と次のようになる。

- ・金堂：如宝が有縁の檀主らを率いて建立
- ・講堂：平城宮朝集殿を施入
- ・食堂及び障子薬師浄土：藤原仲麻呂家の施入
- ・絹索堂及び不空絹索観音像、八部衆像：藤原清河家の施入

また、思託の撰述になる『延暦僧録』藤原種継伝は、種継が薬師浄土変一鋪を描いたことを記した後、種継が像を唐招提寺薬師院の八角堂に安置したことを記している。

寄進者たちは仏教信仰に厚く、鑑真と縁の深い人物が多くいたと推定される。講堂【図3】を平城宮から移築する任に当たった文屋浄三は、その縁で鑑真に帰依し菩薩戒弟子となり、思託撰の『延暦僧録』にその伝記が掲載された¹¹⁾。藤原仲麻呂は河内国に到着した鑑真一行を迎えるために使いを送った人物で、鑑真に帰依していたことが指摘されている¹²⁾。藤原清河は鑑真が渡日を果たした時の遣唐大使である。鑑真一行を乗せた船は日本にたどり着いたが、清河を乗せた船は唐に吹き戻され、日本に戻ることはなかった。絹索堂の寄進は、清河の親族によって縁のある鑑真に対して行われ、清河の無事帰還を祈願したものであろう。また、藤原種継は菩薩行を實踐し、布施を行うことに熱心であった¹³⁾。種継と鑑真との接点は不明であるが、『延暦僧録』に種継伝が収録されたことから、鑑真一門と有縁の人物であったと推定される。

寄進は広く仏教で奨励されている行いであり、それを説く經典は枚挙にいとまないが、鑑真との関わりでいえば『梵網經』を挙げるべきであろう。『梵網經』巻上には、この經典の教主である盧舎那

仏が菩薩であった時代に修行した十発趣心、十長養心、十金剛心、十地が説かれているが、十発趣心の第一心は「捨心」であり、十長養心の第四心は「捨心」、第五心は「施心」である。そのうちの十発趣心の「捨心」には、

若仏子。捨心者。一切捨。国土・城邑・田宅・金銀・明珠・

男女・己身・有為諸物一切捨無為無相。(後略)

と記されている。また、十長養心の「施心」には、



【図3】 国宝 唐招提寺講堂

若仏子。捨心者。能以_レ施心_二被_二一切衆生_一。身施・口施・意施・財施・法施。教_レ導_レ一切衆生_二内身・外身・国城・男女・田宅。皆如_レ如相。乃至無_レ念_二財物_一。受者施者亦内亦外無_レ合無_レ散。無_レ心行_レ化達_レ理達_レ施。一切相現在前行。

と説かれている。捨心は一切の物を手放すことで、執着から解放された境地を目指す修行であった。それに対し、施心は一切の教えや物を施すことで一切衆生を救済する慈善事業という性格を持っていた。捨心と施心とは目的は異なるが、菩薩戒を受けた者に強い自己犠牲を求める点では共通しており、この姿勢は『梵網経』に貫かれていると言って良い。

鑑真は来日後多くの人々に菩薩戒を授けたが、唐招提寺の造営に際して彼らは檀越となって寄進を行い、当寺を支えたと推定することができる。彼らにとって寄進は『梵網経』に説かれる捨心と施心を実践する行いであり、菩薩戒を授けられた者として戒律に忠実であろうとした姿勢を感じることができる。

以上をまとめれば、唐招提寺は十方衆僧を供養する道場として鑑真が発願し、当寺の造営は檀越の寄進によって行われた。そのような特殊性は『梵網経』に説かれる菩薩戒を守ることによって生まれたと推測することができる。鑑真及び唐僧たち、そして鑑真より教えを受けた者たちは、それぞれが自身の菩薩戒を清浄に保つために唐招提寺の造営に取り組んだのである。

三、鑑真渡日の決意について

最後に鑑真が渡日を決意した理由について考えよう。前章で見た

ように、鑑真は常に戒律に則して行動しており、とりわけ十方衆僧の供養に関する戒律を大切にしていたと考えることができる。鑑真が渡日を決意した理由も戒律と関連付けて考察する必要があるが、その際注目されるのが、前章で取り上げた『梵網經』第六輕戒である。

第六輕戒には、大乘の法師、同学、同見、同行が訪ねて来たり、また遠方より到来するのに会った時は、礼拝供養し、日に三回の食事や床座、湯薬など必要な物を全て用意し、毎日三度法師に請じて説法を行い、それができない場合は身を亡ぼす覚悟で法を請わなければならぬと説かれている。これを鑑真が日本僧の普照と栄叡の来訪を受けた場面に当てはめると、伝戒の師を求めて鑑真のもとを訪ねて来た普照と栄叡は遠来の大乘の法師たちに該当し、鑑真は彼らを迎える仏子（菩薩戒を保つ者）であり、二人に最高の供養を与えなければならぬ立場にある。この場合の供養は、日本僧が求める渡日としての伝戒である。渡日に対して黙したままの弟子たちに対し、鑑真が発した「為_レ是法事_二也。何惜_レ身命_一。」（これ法事の為なり。なんぞ身命を惜しまん。）は、第六輕戒の「為_レ法滅_レ身請_レ法不_レ懈。」（法の為に身を滅ぼし法を請い懈らず）と同じ内容のことを言っている。『梵網經』において、僧侶に対する供養は第一輕戒などにも説かれて¹⁾いるが、第六輕戒は鑑真が日本僧を迎えた場面を連想させる設定であり、特に注目する必要があると考える。しかも、渡日を決意した折に発した鑑真の言葉が第六輕戒の一文を彷彿させることを考えれば、鑑真は第六輕戒を念頭に渡日を決意した可能性があるのではなからうか。もし鑑真が日本僧の願いに応えずに彼らを帰国させていれば、それは輕垢罪を犯すことになった。鑑真は戒師として、それはとうてい受け入れることはできなかったであろう。

おわりに

以上、鑑真が渡日を決意した理由について検討してきた。本稿は鑑真の行動が戒律に則っていたことを確認し、日本僧からの渡日の懇請に対しても戒律に基づいて判断したと論じた。そして、渡日の決意に影響を与えた戒律として、第六輕戒など『梵網經』の教えを指摘した。渡日を決意した理由を戒律面から考察した本稿は、渡航の目的を聖徳太子信仰や慧思信仰、天台仏教布教説など伝戒以外に求めた従来の説に比べ、極めて素直な解釈を提供することができたと思う。言ってみれば、鑑真は伝戒のために渡日したという古くからの通念を、本稿は再確認したと言って良い。

また、従来の研究は鑑真が日本に対して共感を有しており、日本だから渡航を決意したと考えるふしがある。聖徳太子信仰などはその立場にある。しかし、本稿の結論に立てば、鑑真は自身を訪ねて来た十方衆僧、すなわちあらゆる仏教徒に対して等しく供養する戒律を保っており、国や地域は供養をする際の判断基準にはなかったはずである。今日、鑑真はしばしば日中友好のシンボルとされるが、本来鑑真は国や民族の違いにとらわれず、全ての仏教者に分け隔てなく接していたと考えるべきではなからうか。

註

- 1 林南壽「鑑真の渡日」、『唐招提寺—美術史研究のあゆみ—』、大橋一章・片岡直樹編著、里文出版、平成二十八年（二〇一六）十二月。
- 2 鑑真の弟子に天台僧の思託や天台経典を日本に広めた法進が含まれており、鑑真一行が天台宗の流伝に大きく貢献したことが指摘されている（東野治之「唐僧法進撰『梵網經註』の史料的意義」、『大和古寺の研究』、

塙書房、平成二十三年〔二〇一〕十一月。

3 『続日本紀』延暦四年七月十七日条

(前略) 三船性識聰敏。涉覽群書。尤好筆札。(中略) 出為大宰少貳。遷刑部大輔。歷大判事大學頭兼文章博士。宝龜末。授從四位下。拜刑部卿兼因幡守。卒時年六十四。

『延暦僧録』淡海居士伝(『日本高僧伝要文抄』第三所収)

(前略) 於天平年。伏膺唐道璿大德。為息。探閱三藏。披檢九經。真俗兼該。名言兩泯。勝宝年有勅。令還俗。賜姓真人。(後略)

4 『延暦僧録』思託伝(『日本高僧伝要文抄』卷第三所収)

(前略) 思託述和上行記。兼請淡海真人元開述和上東行伝荃。則揚先德流芳後昆。(後略)

5 筆者は別稿において、備前国水田一百町の施入先が唐禪院であること、創建後の唐招提寺の寺田関連史料に備前国水田一百町が確認できないことを理由に、この水田は唐招提寺の創建には用いられなかったと論じたことがある。

内藤栄「創建期唐招提寺の造営経過」(『藝叢』第三号、筑波大学芸術学系芸術学研究室、昭和六十一年〔一九八六〕一月)

6 筆者は別稿において聖武天皇の追善供養について論じた。その中で、聖武天皇の追善供養は『梵網經』を根本經典に位置付け、天皇の持戒を保つことで菩薩としての修行を完成させ、蓮華台藏世界海に到達することを祈願するものであったと指摘した。備前国水田一百町の施入も聖武天皇の追善供養の一つであり、天皇の持戒のために行われたと考えることができる。水田の施入が十方衆僧の供養を目的として鑑真のいる唐禪院に施入されたこともそのことを示している。

内藤栄「聖武天皇の持戒と正倉院宝物の献納」(『南都佛教』第一〇〇号、東大寺図書館、平成三十年〔二〇一八〕十二月)

7 中西俊英氏によれば、『奈良朝現在一切経目録』に記される、天平勝宝六年(七五四)に書写された梵網經疏は靈溪釈子が序文を書いたという。

中西俊英「東大寺図書館所蔵の法説『梵網經疏』―書誌情報と基礎的考察」(Korea Journal of Buddhist Studies、仏教學研究会、二〇一八年十二月)。

8 東野治之「唐僧法進撰『梵網經註』の史料的意义」(註2)
堀池春峰「正倉院御物・梵網經と十八種物」(『日本歴史』第二四七号、

昭和十三年〔一九三八〕十二月、『南都仏教史の研究』上(東大寺編)所収、法藏館、昭和五十五年〔一九八〇〕九月)

10 『続日本紀』養老元年(七二七)四月二十三日条

(前略) 凡僧尼。寂居寺家。受教伝道。准令云。其有乞食者。三綱連署。午前捧鉢告乞。不得因此更乞余物。(中略) 如有重病。一應救。請淨行者。經告僧綱。三綱連署。期日令赴。不得因茲逗留延日。実由主司不嚴斷。致有此弊。自今以後。不得更然。布告村里。勤加禁止。

11 『延暦僧録』沙門釈浄三菩薩伝(『日本高僧伝要文抄』卷第三所収)

(前略) 大内施先上。解歇九間屋。入唐寺為講堂。口勅合別当。因茲伏膺大和上鑑真。為菩薩戒弟子。(後略)

12 太田博太郎「唐招提寺の歴史」(『奈良六大寺大観』第十二卷、唐招提寺一、岩波書店、昭和五十年〔一九七五〕)

13 『延暦僧録』真木尾居士伝(『日本高僧伝要文抄』卷第三所収)

(前略) 菩薩摩訶薩供養諸仏。行檀波羅密。内財外財。二俱捨施。構取菩薩大資粮。(後略)

14 『梵網經』第一輕戒

仏言。若仏子。欲受國王位時。受轉輪王位時。百官受位時。應先受菩薩戒。一切鬼神救護王身百官之身。諸仏歡喜。既得戒已。生孝順心恭敬心。見上坐・和上・阿闍梨・大徳・同学・同見・同行者。應起承迎禮拜問訊。而菩薩反生橋心慢心癡心。不起承迎禮拜。一不如法供養。以自売身國城男女七宝百物而供給之。若不爾者。犯輕垢罪。

これによれば、国王や轉輪王あるいは百官が位を受ける時は先に菩薩戒を受け、戒を受けた者は孝順の心と恭敬の心を抱き、上座から和上、阿闍梨、大徳、同学、同見、同行に至る全ての僧侶に会った時は、出迎えて安否を訊ねないといけない。もし、驕りや怠け心、愚かな心を生じて出迎えず、決められたように供養しない場合は、自ら身を売り、国、城、人々、宝物、あらゆる物を売ってでも実行しなければいけない。もし、できなければ軽垢罪を犯すことになる」と説かれている。

(付記) 本稿は令和四年六月二十五日に大阪市立美術館で開催された新館長

就任記念講演会の講演内容を、一部修正し論考に改めたものである。なお、図1は奈良国立博物館よりご提供いただき、図2は同館発行の第六六回正倉院展目録より転載した。